

令和5年5月2日

保護者等 各位

宮城県宮城広瀬高等学校
校長 千葉 忠幸

令和5年5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症への対応等について

保護者等の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動に御理解と御協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで、感染症法上の5類感染症に移行することとなりました。この変更に伴い、学校における新型コロナウイルス感染症への対応も見直され、下記のとおりとなりますので御承知おきいただくとともに、引き続き御家庭での対応や感染予防等に御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 感染者が判明した際の対応について

感染が判明した生徒に対して、出席停止の措置を講じます。その際、出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。

(学校保健安全法施行規則第19条第2号)

2 発熱等、普段と異なる症状がある生徒への対応について

家庭における日常の健康観察については、引き続き行っていただくようお願いします。

健康観察において、発熱等の普段と異なる症状がある場合は、症状がなくなるまで、自宅で休養することとし、無理をして登校することのないようにしてください。

なお、その際には病院を受診し、医師の診断を受けるようにしてください。医師等の診断により新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合に、出席停止の措置を講じます。

3 濃厚接触者の取扱いについて

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われなことから、学校においても「感染の可能性のある者」の確認を行わないこととなります。従って、従前の濃厚接触者として特定されていた者についての、行動制限及びその協力要請は行われなくなります。このことに伴い、同居家族が新型コロナウイルス感染症に感染しても、出席停止の対象にはならないこととなります。

4 マスクの取扱い

学校教育活動においては、生徒及び職員に対して、マスクの着用を求めないことを基本としますが、登下校時に通勤ラッシュ等の混雑した電車やバスを利用する場合などは、マスクの着用を推奨します。

問合せ先
宮城県宮城広瀬高等学校
教頭 佐々木 久晴
電話 022-392-5512